

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | | | |
|----------------------------|-----------|--|---------|--|
| 処 分 名 | | 運動場の利用の許可 | | |
| 根拠例規及び条項 | | 多治見市運動場の設置及び管理に関する条例(昭和 57 年条例第 7 号)第 6 条 | | |
| 所 管 部 課 名 | | 環境文化部 文化スポーツ課 | | |
| 審 査 基 準 | 関係法令等及び条項 | 多治見市運動場の設置及び管理に関する条例施行規則(平成 23 年規則第 38 号)第 3 条 | | |
| | 基 準 | 多治見市運動場の設置及び管理に関する条例施行規則第 3 条による申請が適正になされること。 | | |
| | 設定年月日 | 平成 13 年 9 月 21 日 | 最終変更年月日 | |
| 標 準 処 理 期 間 | 標準処理期間 | 総日数 1 日程度 (注: 休日は含まない。) | | |
| | 内 訳 | 経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 1 日 | | |
| | 設定年月日 | 平成 13 年 9 月 21 日 | 最終変更年月日 | |
| 備 考 | | | | |